

第4章 推進項目

第1節 県民本位のデジタル・ガバメントの推進

1 行政サービスの向上

(1) 県民への情報発信の充実・強化

○推進方針

インターネットでの情報収集が主流となる中、誰でも支障なく県ホームページを利用できるよう、更なるアクセシビリティ³⁰の向上やマルチデバイス³¹への対応、緊急事態発生時の迅速な情報発信等を推進します。

一方で、日々大量の情報が発信される中、必要な情報が必要とする県民に届くよう多様なソーシャルメディアの活用や宮崎県ソーシャルメディア利用ガイドラインを遵守した適切な情報発信についても推進します。

○推進事項

| | |
|---|---------------------------------------|
| 1 | 総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を遵守した県ホームページの運用 |
|---|---------------------------------------|

(2) 行政手続のオンライン化

○推進方針

デジタル手続法の改正により行政手続の原則オンライン化やワンストップ・ワンズオンリーの早期実現が求められる中、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、書面・押印・対面を前提とした行政運営に対する様々な課題が顕在化しています。

また、あらゆる分野での人と人との対面でのやりとりを遠隔でも可能とするリモート化の動きが出てきており、今後、行政においても、その時々の場合に応じて、対面とリモートの最適な組み合わせを選択しながら、業務を行うことが求められてきています。

³⁰アクセシビリティ：年齢的・身体的条件に関係なくオンラインで提供される情報にアクセスして利用し易くすること。

³¹マルチデバイス：パソコンやスマートフォン等の異なるデバイスでも、サービスやコンテンツ、ソフトウェア等を共通して、等しく利用できること。

そのため、県における行政手続を対象に、書面・押印・対面を不要とする申請手続のオンライン化について、県民視点に立った業務改革（BPR³²）を行いながら、拡大していきます。

また、ワンストップサービスの推進や相談業務等における SNS³³、AI 及びウェブ会議の活用など、県民が足を運ばなくても手続きできるリモート社会の実現に向けた取組を積極的に進めていきます。

○推進事項

| | |
|---|---|
| 1 | 行政手続のオンライン化の推進 ・オンライン手続数の拡充及び利用率の向上 ・電子申請システムの機能強化 ・研修の実施による職員への意識啓発 |
| 2 | 行政手続のワンストップサービスの推進 ・自動車保有関連手続のワンストップサービス(OSS)の推進 |
| 3 | 相談業務等におけるリモート化の対応 |

(3) オープンデータ化と官民データの利活用促進

○推進方針

デジタル化が進む中、行政の透明性・信頼性の向上を図るとともに、地域課題に対する新たなイノベーション等を創出していく上で、行政が保有する官民データを民間企業等が有効に活用する環境を整えることが重要となっています。

そのため、国が定める「オープンデータ基本指針（令和元年6月7日改正、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）」や「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン（平成29年12月22日改定）」等に従って、県が保有する官民データのオープンデータ化を推進します。

³²BPR：Business Process Reengineering の略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構及び情報システムを再設計すること。

³³SNS：Social Networking Service(Site)の略。個人間の交流を支援するサービス（サイト）で、参加者は共通の興味、知人等をもとに様々な交流を図ることができる。例えば、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築したりする場を提供する。

また、市町村に対しても、研修会の開催や技術支援等を行うことにより、オープンデータ化の取組を促進します。

○推進事項

| | |
|---|--|
| 1 | オープンデータ化の推進 ・公開データの拡充 ・職員の意識啓発 |
| 2 | 官民データの利活用促進 ・「ひなた GIS ³⁴ 」や「新みやぎ統計 BOX」等の情報ツールの利活用 等 |
| 3 | 市町村におけるオープンデータ化の取組支援 ・研修会開催 ・データ公開に係る技術支援 |

(4) マイナンバー制度の円滑な運用とマイナンバーカードの普及促進

○推進方針

マイナンバー制度は、行政手続を効率化し、県民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための基盤です。

マイナンバーを利用するシステム間の情報連携を行うことで、各種手続の添付書類が削減されるなど、県民負担の軽減や業務の効率化につながることから、情報連携対象事務の拡大を進めていきます。

そこで、マイナンバー制度を円滑に運用するため、引き続き県民に対してマイナンバー制度の広報に取り組むとともに、国に対して利用範囲を拡大するよう働きかけます。

また、マイナンバーカード³⁵は、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であり、令和3年3月から健康保険証としての利用が始まるなど、今後利用範囲の拡大が見込まれます。

このため、企業や学校に出向いて、一括して申請を受け付ける取組や広報活動の強化など、市町村や民間事業者等と連携し、県民がマイナンバーカードを取得しやすい環境を整備するとともに、マイナンバーカードの利便性・安全性について周知を図ります。

³⁴GIS：Geographic Information System（地理情報システム）の略。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。

³⁵マイナンバーカード：マイナンバーが記載された顔写真付きのプラスチック製 IC カードのこと。申請により交付され、正式名称は「個人番号カード」。公的な身分証明として使用できたり、IC チップに記録されている電子証明を使ってコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書などが取得できたりする。

加えて、市町村と連携して、コンビニ交付の推進など、マイナンバーカードの更なる活用に取り組み、県民が享受できるサービス水準の向上に努めます。

○推進事項

| | |
|---|--|
| 1 | 情報連携対象事務の拡大 |
| 2 | マイナンバー制度の普及啓発 ・各種メディアを用いた県民への広報 ・市町村と共同で実施する住民への啓発 |
| 3 | 県・市町村・民間事業者等の連携によるマイナンバーカードの普及啓発 ・各種メディアを用いた県民への広報 ・市町村と共同で実施する住民への啓発・出張申請 |
| 4 | 県・市町村・民間事業者等の連携によるマイナンバーカードの利便性向上 ・各種証明書のコンビニ交付サービスの導入推進 ・マイキープラットフォーム ³⁶ を活用したマイナンバーカードの利用範囲拡大 |

2 行政事務の効率化の推進

(1) ICT を活用した事務効率化と働き方改革

○推進方針

職員が行う業務を、定型化した事務作業から企画・立案等の付加価値の高い業務へシフトさせていくため、RPA や AI 等を活用して業務の自動化効率化を図るとともに、ペーパーレス³⁷化を推進します。

また、庁内はもとより市町村との会議、研修、打合せなどにも利用できるテレビ会議システムの利用拡大を図るほか、ウェブ会議やチャット³⁸など、外部関係者ともリアルタイムにコミュニケーションができるツールを有効に活用するとともに、テレワークを実施することにより職員の柔軟な働き方を推進します。

³⁶マイキープラットフォーム：マイナンバーカードで様々なサービスを呼び出す共通ツールとして利用するための情報基盤のこと。

³⁷ペーパーレス：ドキュメントやその他の紙をデジタル形式に変換することにより、紙の使用をなくしたり大幅に削減する作業環境のこと。

³⁸チャット：インターネットで利用されるサービスの一つで、複数の利用者がリアルタイムにメッセージを送信するためのシステム。

さらに、ペーパーレス化やテレワーク等を効果的に進めていくため、電子決裁システムの導入について検討します。

これらの取組の定着を図るため、職員の情報リテラシーや業務改革意識の向上につながる研修等を実施します。

○推進事項

| | |
|---|---|
| 1 | RPA や AI-OCR ³⁹ 等の先端 ICT の導入及びペーパーレス化の推進 |
| 2 | テレビ会議システムの利用拡大 |
| 3 | チャットやウェブ会議など外部関係者とのコミュニケーションツールの有効活用 |
| 4 | テレワークによる柔軟な働き方の推進 |
| 5 | 電子決裁システムの導入検討 |
| 6 | 研修等の実施による職員の情報リテラシーや業務改革意識の向上 |

(2) 情報システムの全体最適化

○推進方針

行政情報システム等の IT 調達については、担当者のスキルや知識による仕様や設計価格のばらつきをなくすため、統一的なガイドライン等を活用し、品質の確保や、計画的で適正な予算の執行に努めていきます。

また、調達においては、職員の事務負担やコストを削減するためにも、自前調達式からクラウド等のサービス利用式への移行について、検討していきます。

さらに、各所属がそれぞれ構築・運用していたシステムについて、サーバ等機器の導入・保守や消費電力に係るコストの削減、運用に係る職員負担の軽減、セキュリティの向上等を図るため、仮想化技術によりサーバ機器等の集約化を行うサーバ統合基盤の活用を引き続き推進します。

職員が使用するパソコン等については、コスト削減を図るため、全庁合わせた一括調達を引き続き推進するとともに、新型コロナウイルス

³⁹AI-OCR：OCRはOptical Character Recognitionの略。手書きや印刷された紙データをスキャナやプリンタ等で読み取り、コンピュータで利用できるデジタルデータに変換する技術のこと。AI-OCRは、OCRにAI（人工知能）を活用して、前後の文字や学習データ等から従来のOCRより高い精度の文字認識を可能とするもの。

ス感染症の拡大を機に顕在化してきた在宅勤務やモバイルワーク⁴⁰など新たな業務形態に対応できる機種選定を進めます。

県庁 LAN やサーバ統合基盤のサーバやネットワーク機器などについては、災害時においても安定した運用を行うため、令和 2 年度に完成した防災庁舎内のサーバールームを積極的に活用します。

○推進事項

| | |
|---|----------------------------|
| 1 | IT 調達 of 適正化、サービス利用式の活用 |
| 2 | サーバ統合基盤の活用推進 |
| 3 | パソコンの一括調達の推進、テレワーク等への対応 |
| 4 | 防災庁舎サーバールームを活用した安全で適切な運営確保 |

(3) 情報通信ネットワークの充実・強化

○推進方針

県庁内の情報通信基盤として最も重要な県庁 LAN については、これからも安定的な運用を行っていくため、適正な機器等の更新や監視体制の強化を図っていきます。また、県庁内における業務の機動性やペーパーレス化、更なる事務の効率化や行政サービスの向上を図るため、県庁 LAN の高度化や無線化などについて検討を行っていきます。

国や全国の自治体を結ぶ行政専用のネットワーク（LGWAN）については、自治体間の情報共有やシステムの共通化を推進していくため、ASP⁴¹上の様々なサービスの活用について検討していきます。

また、県と市町村が共同で構築した行政情報通信基盤である宮崎行政情報ネットワーク（MAIN）については、高速化や耐災害性や耐障害性を確保して構築しており、適切かつ安定的に運用します。

○推進事項

| | |
|---|-------------------------------|
| 1 | 県庁 LAN の安定運用及び高度化・無線化の検討 |
| 2 | LGWAN-ASP の活用検討 |
| 3 | 市町村との共同による宮崎行政情報ネットワークの安定的な運用 |

⁴⁰モバイルワーク：顧客先や移動中に、パソコンや携帯電話を使う働き方のこと。

⁴¹ASP：Application Service Provider の略。アプリケーションソフト等のサービス（機能）をネットワーク経由で提供する者のこと。

(4) 個人情報保護の徹底と情報セキュリティ対策の強化

○推進方針

○個人情報保護

宮崎県個人情報保護条例（平成 14 年条例第 41 号）に基づき、あらゆる場面で個人情報を適切に取扱うとともに、国において進められている「地方公共団体の個人情報保護制度の見直し」について、適切に対応していきます。

また、マイナンバー制度を信頼される社会基盤として確立するため、マイナンバー法に基づき、特定個人情報取扱事務の定期的なリスク分析の実施や結果公表するとともに、リスクを軽減するための適切な措置を講じます。

○情報セキュリティ対策

ますます巧妙化・複雑化が進む標的型攻撃や不正アクセス等の脅威から県が保有する個人情報や重要な行政情報などの情報資産を守り、安全で安心なデジタル・ガバメントを推進していくためには、その基盤となる情報セキュリティ対策に万全を期していく必要があります。

情報セキュリティ対策に関する統一的な基準となる宮崎県情報セキュリティポリシー⁴²については、脅威の状況、情報セキュリティ監査の結果や国が定めるガイドラインを踏まえ、適切な見直しや職員への周知を図っていきます。

技術的・物理的対策として、マイナンバー等の住民情報や行政データをインターネットからの不正アクセス等から防御するため、マイナンバーを扱うネットワーク、通常業務を行うネットワーク及びインターネットを完全に分離（ネットワークの 3 層分離）するとともに、特にマイナンバーを取り扱う業務については、多要素認証やデータのやり取りについても厳格に制限を行うなど、引き続き情報の流出防止に努めていきます。

⁴²セキュリティポリシー：企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。一般的に社内規定等の組織全体のルールから、どのような情報資産をどのような脅威からどのように守るのかといった基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための体制、運用規定、基本方針、対策基準等を具体的に定めるもの。

また、行政手続のオンライン化を進めるにあたり、その出入口となるインターネット接続についても、高度な監視や不正な通信の検知を行っていくため、宮崎県情報セキュリティクラウド⁴³を県と市町村が共同で構築・運用していきます。

さらに、人的対策として、職員の情報セキュリティに関するスキルや知識の向上を図るため、定期的にセキュリティ研修や訓練、監査等を実施します。

○推進事項

| | |
|---|---|
| 1 | 個人情報保護条例に基づく個人情報の適切な取り扱いと地方公共団体の個人情報保護制度の見直しへの対応 |
| 2 | 特定個人情報保護のための保護評価等の安全対策の徹底 |
| 3 | 宮崎県情報セキュリティポリシーの適切な見直しと周知 |
| 4 | 技術的・物理的対策の強化 ・ネットワークの3層分離の徹底、マイナンバー業務の多要素認証等の実施 ・次期セキュリティクラウドの構築・運用 |
| 5 | 人的対策の強化 ・定期的な職員への研修・訓練、監査等の実施 |

3 国・市町村との連携

○推進方針

県民にとって身近な窓口である市町村において、デジタル化による行政サービスの向上は、今後ますます重要なものとなってきます。

そのため、県と市町村で構成する「宮崎県市町村IT推進連絡協議会」において、宮崎行政情報ネットワークや宮崎県情報セキュリティクラウドの共同運用等を実施します。

また、国が策定した「自治体DX推進計画」で示された推進体制の構築や情報システムの標準化・共通化等の重点取組事項については、国や市町村との連携を強化し、市町村に対し必要な支援を行うなど、適切に対応していきます。

⁴³セキュリティクラウド：ウェブサーバ等を集約し、監視及びログ解析をはじめ高度なセキュリティ対策を実施するためのクラウドサービス。都道府県と市町村がインターネット接続口を集約し高度なセキュリティを講じて利用するため「自治体情報セキュリティクラウド」が構築されている。

さらに、市町村によっては情報担当の専任者がいないなど、技術や知識が不足している状況が見受けられます。

そのため、これまでの市町村の IT 調達、クラウド化、オープンデータ化等に対する技術的な助言に加え、AI や RPA など、様々な先端 ICT の活用についても情報提供等を積極的に行います。

○推進事項

| | |
|---|---|
| 1 | 宮崎縣市町村 IT 推進連絡協議会による市町村との連携 |
| 2 | 情報システムの標準化・共通化等の「自治体 DX 推進計画」への適切な対応 |
| 3 | 市町村向けオープンデータ化の支援（再掲） ・研修会開催、データ公開に係る技術支援 |
| 4 | RPA や AI-OCR 等の先端 ICT の導入推進 ・研修会開催、情報提供 |

第2節 安全・安心で心豊かな暮らしの確保と付加価値の高い産業の振興

1 暮らしの向上と教育・文化の振興

(1) 医療

○推進方針

本県では、近年、医師数が徐々に増加していますが、医師の高齢化や地域的な偏在、特定の診療科における医師不足が課題となっています。

このため、ICTを用いた業務の効率化・診療支援などにより医師の勤務環境改善を図るとともに、医師が少ない地域においても良質な医療が提供できる環境づくりを推進します。

また、在宅医療と介護については、「入退院時」、「療養生活期」等の場面に応じて、医療や介護サービスが切れ目なく提供されることが重要であり、市町村が中心となり、ICT化も含めた情報共有の支援等を行うとともに、医療機関同士又は医療機関と訪問介護事業所等の連携に必要な医療のICT化に資するシステム構築（患者情報の共有等）の技術的支援等を行います。

さらには、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、テレワークの普及などICTによる対面によらない取り組みも急速に拡大しており、新たな生活様式への移行への対応も求められます。

○推進事項

| | |
|---|--|
| 1 | 医療現場のICT利活用推進 ・医療現場の勤務環境改善 ・周産期医療でのICT活用 |
| 2 | ICTを活用した医療費助成制度等での事務改善の検討 |

(2) 福祉・保健

○推進方針

本県の健康寿命の全国順位は、男性23位・女性25位（平成28年）となっています。健康寿命を延伸するためには、県民が自らの健康データを把握し、データに基づいて健康の維持・改善に主体的に取り組むことが重要であることから、氾濫する健康情報の中から正しい情報を取得することができるように「宮崎県健康長寿サポートサイ

ト」等を活用した情報提供を行い、県民が自然に健康になれる環境づくりに取り組みます。

今般、介護現場においては、人材不足等により介護従事者一人一人の身体的・事務的負担が増加しています。

このため、介護施設等における介護ロボットの活用や ICT 化の促進は、介護従事者の負担軽減や業務効率化、サービスの質の向上等の効果も期待されることから、各事業所における導入促進に向けた支援を推進することで、体力に不安のある女性等にも継続して就労しやすい環境を整備し、介護人材の確保につなげます。

また、ICT を活用して、メールや音声など、障がいに対応した受け取りやすい情報提供を推進すると共に、障がい者が ICT 弱者とならないよう、情報リテラシー⁴⁴の向上に取り組みます。

一方、本県は、平均初婚年齢が全国より若く、合計特殊出生率も全国上位にあるなど、全国的に見ると、結婚・出産の希望が叶いやすい環境にありますが、出生数は年々減少しており、県民へのアンケート結果でも、子育てに対する不安感や負担感を感じる県民の割合が 6 割を超えています。

このため、希望する誰もが安心して子どもを生むことができ、子育てが楽しいと感じられるよう、「子育て応援ポータルサイト」による子育ての各段階に応じたきめ細やかな情報提供や、幼児教育・保育施設等の利用に当たって、子どもの保護者の適切な選択を支援するため、幼稚園や保育所等の施設情報の提供に努めます。

○推進事項

| | |
|---|---------------------|
| 1 | 介護ロボット導入や ICT 活用の促進 |
|---|---------------------|

(3) 防災

○推進方針

本県では、毎年のように洪水による浸水被害や土砂災害に見舞われ、また、南海トラフ地震による津波や火山災害など、大規模災害のリスクの高い環境にあります。

⁴⁴情報リテラシー：情報（Information）と識字（literacy）を合わせた言葉で、印刷された文字だけでなく、見聞やインターネットの情報といった、各種の情報源を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。

このため、県防災庁舎を中心とした危機管理体制の強化を図るとともに、災害対策支援情報、気象などの国や防災関係機関が把握する各種データ等の GIS 利用による情報共有を進めるとともに、県民の避難行動に必要な情報をわかりやすく提供します。

また、水防活動や土砂災害の発生監視に不可欠となる雨量・水位やカメラ映像等の情報を県民や行政職員に提供することで警戒避難態勢を支援します。

さらに、県が管理する情報システム・ネットワーク等については、大規模自然災害に備え、システムの冗長性等の確保など技術的対策を行うとともに、県 ICT 業務継続計画 (ICT-BCP) に基づき、非常時の早期復旧等の全庁的体制を確保します。

○推進事項

| | |
|---|---|
| 1 | 防災情報共有システムの整備運用 ・ GIS を利用した防災情報の収集・発信 |
| 2 | 宮崎県河川砂防情報システムの運用による情報提供 ・ インターネットによる雨量及び水位情報の配信と河川・砂防監視カメラ映像のリアルタイム提供 ・ 地域毎の詳細な土砂災害の危険度を 1 km メッシュで提供 ・ 関係機関の防災担当者への防災メールの配信 |
| 3 | 県情報システム等の災害対策強化 ・ 防災拠点庁舎サーバールーム等を活用した代替性や冗長性の確保 ・ 県 ICT 業務継続計画 (ICT-BCP) に基づく非常時体制の確保 |

(4) 地域交通

○推進方針

人口減少やモータリゼーションの一層の進展等に伴う利用者の減少により、地域公共交通の維持・確保がますます大きな課題となっています。

一方、近年のIoT や AI の技術革新により登場した MaaS⁴⁵や自動運転、グリーンスローモビリティ⁴⁶等の新モビリティサービスの進展により地方公共交通の活性化が期待されています。

そのため、県民の移動手段の確保や産業・観光等の基盤となる持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けて、地域住民や観光客のニーズを踏まえた MaaS 等の新モビリティサービスの導入を促進します。

○推進事項

| | |
|---|--|
| 1 | 新モビリティサービスの活用等による地域の実情に応じた地域交通網の構築 ・ MaaS 等の新モビリティサービスの導入促進 |
|---|--|

(5) 環境

○推進方針

社会のデジタル化に伴い、インターネットによる情報収集が一般的となっています。環境分野においても、地球温暖化、廃棄物・リサイクル、大気・水、自然環境などの情報をインターネット上で提供するホームページ「みやぎきの環境」を運用し、環境教育を推進します。

また、リモートによる森林環境教育プログラムの開発・実践や、本県の豊かな自然環境を生かしたワーケーション⁴⁷の推進などに取り組みます。

なお、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）などの大気環境濃度情報は、大気常時監視テレメータシステムで収集し、迅速に情報を提供します。注意報等発令時には、防災メール等を通じて、関係機関や県民に情報を配信し、外出自粛の呼びかけなど緊急時対応に備えます。

⁴⁵MaaS：Mobility as a Service の略。出発地から目的地まで、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の交通手段やその他のサービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済等を一括して提供するサービス。

⁴⁶グリーンスローモビリティ：地域が抱える様々な交通の課題解決や低炭素社会の確立のために、時速 20km 未満で公道を走る事が可能な 4 人乗り以上の電動パブリックモビリティのこと。

⁴⁷ワーケーション：仕事（Work）と休暇（Vacation）とを組み合わせた造語である。ICT を活用すること（テレワークなど）により、リゾート地など普段の職場とは異なる場所で仕事をしつつ、別の日又は時間帯には休暇取得や地域ならではの活動を行うことが可能となる。

○推進事項

| | |
|---|--|
| 1 | ホームページ「みやぎきの環境」による情報提供 ・ホームページ等で県民に積極的に情報発信 |
| 2 | 大気汚染状況に関する情報提供 ・テレメータシステムにより、大気汚染の状況をホームページにて情報共有 |

(6) 教育

○推進方針

子どもたちを取り巻く環境は近年大きく変化し、数多くの課題が出てきています。

社会の変化に伴って必要となる資質・能力の育成をどのように行い、未来を担う子どもたちへの教育はどうあるべきかなど、「教育」への期待とその重要性が、より一層高まっています。

このような中、本県の県立学校では平成24年から普通教室での使用ができるタブレットPCの整備を始め、教科指導等におけるICT活用の推進を図っており、市町村立学校においても、教科指導等において、電子黒板やプロジェクター等、様々なICT機器を活用しています。

また、県の教育情報通信ネットワークである「教育ネットひむか」を活用し、県内の小規模校同士での遠隔授業なども実施しており、少人数で授業を受けている児童生徒が、多様な意見や考えに触れることで学習意欲や対話的な学びを深めるなどの効果が生まれています。

一方、生徒の指導、授業の準備や研究等の時間を確保するため、教職員の事務処理作業を軽減し働き方改革を推進する必要があります。

このため統合型校務支援システム等による校務の情報化に取り組むことで、データの保全や情報漏えい等のリスクを回避するとともに、教育の質の向上を図ります。

さらには、新型コロナウイルス感染症の影響を契機とした新しい学びのスタイルとして、対面式教育とICT活用によるオンライン教育との併用による新しい教育様式を確立し、教育の強靭性を高めBCP体制の充実を図ることで、非常時にも学校を継続し、みやぎきの子供たちの学びの保障に努めます。

○推進事項

| | |
|---|--|
| 1 | 情報活用能力の育成 ・全教育活動における発達段階に応じた体系的な指導 ・プログラミング教育の充実 |
| 2 | 教科指導における ICT 活用の推進 ・ICT 活用事例等の共有による教職員の指導力向上 ・児童生徒が積極的に ICT を活用する機会を確保 ・ICT の特性や強みを生かした授業改善 |
| 3 | 校務の情報化の推進 ・統合型校務支援システムの構築・改善 ・情報セキュリティ対策の推進 |
| 4 | 新しい教育様式の確立 ・対面とオンラインの併用による教育の推進 ・ICT を活用した学習活動や遠隔教育等の推進 |

(7) 歴史・文化

○推進方針

少子・高齢化による人口減少に伴い、地域社会における経済の衰退をはじめ、人と人とのつながりの希薄化、特に若い世代の県外転出や地域コミュニティの衰退も危惧される中、神楽等に代表される個性豊かな伝統文化等を伝承する担い手不足などの課題があります。

このため、文化財の保護・継承を担う人材や団体の育成支援を図るとともに、「みやざきデジタルミュージアム」や「みやざき文化財情報」、博物館等の教育機関のホームページ等において、本県の歴史や文化に関する情報の充実を図り、学校や地域だけでなく、より多くの県民がこれらの情報を手軽に活用できる環境を整えることで、文化財を後世に守り伝える意識を醸成します。

○推進事項

| | |
|---|---|
| 1 | ホームページでの歴史・文化に関する情報の発信 ・「みやざきデジタルミュージアム」 ・「みやざき文化財情報」 |
|---|---|

2 地域産業の振興

(1) 農林水産

○推進方針

農水産業の就業者は年々減少し、農漁村集落の維持や労働力不足は深刻化しており、AI や IoT、ロボット技術の活用により、省力・効率的な生産体制を構築する必要があります。

そのため、農業・畜産分野においては、みやぎスマート農業推進方針（令和元年12月策定）に基づき、アシスト機能や自動走行技術等を活用した誰もが取り組める農業のユニバーサル化や、畜産・露地園芸・施設園芸に適応した技術の活用による超省力・高効率で高収益な農業の推進に加え、棚田への水管理システム導入などによる条件不利地域での持続可能な農業など、誰でも楽しくどこでもできるスマート農業の実現を図ります。

また、水産分野においては、ICT等を活用した高精度で漁業者が利用しやすい海況情報の提供などを通じて、漁業者の収益向上を推進します。

林業分野においては、レーザ計測やICT等の活用による森林資源情報管理の合理化、伐採、集材、造林など様々な作業の機械化に向けた先進的な取組による省力化・軽労化を目指すスマート林業⁴⁸の推進、生産・流通全体の効率化につながる技術革新など、林業イノベーションに向けた取組を促進します。

○推進事項

| | |
|---|--|
| 1 | スマート農業の推進 ・スマート農業に関する情報の収集・発信や学べる環境の創出 ・国の事業等を活用した実証や本県に適した技術・機器等の開発 ・スマート農業を使いこなす人材育成や普及・定着に向けた推進体制を整備 |
| 2 | スマート水産業の推進 ・海洋レーダーや数値予測モデル等の先端技術を活用した海況情報の高度化 ・2～3日先の海況予測情報の提供 |

⁴⁸スマート林業：GIS や ICT 等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の飛躍的な向上、需要に応じた木材生産を推進すること。

| | |
|---|--|
| 3 | <p>スマート林業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林情報管理の基盤となる森林 GIS クラウドのシステム構築 ・ GIS や ICT 等を搭載した機械を活用した新たな作業システムの実証 |
|---|--|

(2) 商工・観光

○推進方針

○商工

情報通信技術の発達は、新たなビジネスの創出や、経済のグローバル化など新たな市場を拡大させてきています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大による消費者の行動変容等により、各種産業を取り巻く状況は大きく変わりつつあります。

これらの状況や人口減少に伴う生産年齢人口が減少する中、本県産業の付加価値を維持していくためには ICT の活用が不可欠であり、積極的なデジタル化の推進を図っていく必要があります。

そのため、生産性向上に向けた IoT 活用の促進など産業全般の ICT 需要の拡大に取り組むとともに、ICT 産業における人材の育成・確保や新商品・新技術の開発など事業拡大の取組を支援します。

また、キャッシュレス決済等の ICT の利活用による新たなビジネスモデルの構築を図るとともに、デジタルマーケティングの活用や EC サイト⁴⁹などインターネット販売による販路拡大を推進します。

更に、地方回帰の動きが出ているこの機会を捉え、ICT 企業の積極的な誘致活動も展開していきます。

○観光

近年、旺盛なインバウンド⁵⁰需要や航空路線の新規就航や増便などにより本県における外国人延べ宿泊者数は順調に増加しておりましたが、今回のコロナ禍においては、海外や他県からの宿泊者は大幅に減少するなど、新たな課題が出てきております。

そのため、このような課題にも対応できるよう ICT を活用した新たな観光の形を実現します。

⁴⁹EC サイト：Electronic Commerce（電子商取引）サイトの略。商品やサービスをインターネット上の運営サイトで販売する商取引。

⁵⁰インバウンド：外国人が訪れてくる旅行のこと。訪日旅行。

また、国内外からの観光客のニーズが多様化し、個人旅行（FIT）の増加やオンラインツアー等の旅行のデジタル化が進んでいることから、多様な関係者と連携の下、ICTを活用したマーケティングから効果的なプロモーションまでの一貫した取組を推進し、持続可能な魅力ある観光地域づくりを推進します。

○推進事項

| | |
|---|--|
| 1 | 県内企業に対する ICT 等の導入支援 ・ ICT を活用した新商品・新技術開発のための技術支援 ・ 導入促進のためのセミナー等の開催 |
| 2 | キャッシュレス化の推進 ・ キャッシュレス化を進めるための普及啓発活動 |
| 3 | ICT 企業の誘致 |
| 4 | デジタルマーケティングなど新たな ICT を活用した県産品の販路拡大を推進 ・ デジタルマーケティングの活用 ・ EC サイトなどインターネット販売による販路開拓を支援 |
| 5 | ICT を活用した新たな観光の実現など魅力ある観光地域づくりの推進 |

(3) 物流

○推進方針

大消費地から遠隔地にある本県にとって、物流は産業発展になくなくてはならない「産業インフラ」であり、各輸送機関の輸送能力の向上等に取り組むことにより、その維持・充実を図っていく必要があります。

そのため、急激に進行する技術革新による AI 等の先端技術の活用促進を図るとともに、開発が進むドローン物流⁵¹やトラック自動運転等についても、積極的に情報収集や関係者との情報共有等に努めます。

○推進事項

| | |
|---|---|
| 1 | 先端技術の活用による物流の省力化 ・ AI、ICT 等の活用による業務の省力化の促進 ・ 後続車有人トラック隊列走行システムやドローン物流などの情報収集・共有 |
|---|---|

⁵¹ドローン物流：ドローンの活用により、山間部等における荷物配送など物流の効率化や省人化を目指した取組。

(4) 建設

○推進方針

建設業は、社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、国土保全上、必要不可欠な「地域の守り手」となっています。

しかしながら、今後、人口減少や技術者の高齢化等がさらに進行する見込みであり、生産性向上と働き方改革の取組が必要不可欠となっております。

そこで、国の「i-Construction⁵²」の施策とも連携しながら、調査・測量から設計、施工、検査までの全ての建設生産プロセスでの ICT 利活用の取組を支援していきます。

○推進事項

| | |
|---|--|
| 1 | 建設業者が ICT による生産性向上、働き方改革を図るための支援 ・研修会、現場見学会の開催等 ・建設キャリアアップシステム (CCUS) の普及促進 ・ICT 機器等の導入支援 |
| 2 | 県発注工事における ICT 活用工事の実施 |

3 中山間地域における利便性向上

○推進方針

県土の約 9 割を占める中山間地域は、急速な人口減少・少子高齢化が進行する中で、産業の担い手不足に加え、地域の活力の低下や生活サービス機能の維持・存続が懸念される状況にあります。

一方で、ICT は、中山間地域が根源的に抱える地理的・時間的なハンディキャップを克服するとともに、産業の効率化を進め、地域特有の様々な生活課題を解決することで、地域の「なりわい」や安全・安心な「暮らし」を守ることが期待されています。

⁵²i-Construction：調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスで ICT 等を活用して、建設現場の生産性の向上を目指すこと。

このため、中山間地域の基幹産業である農業や林業等において ICT を活用して生産性向上を図る取組や、ローカル 5 G⁵³等を活用して医療・教育等生活環境に係る様々な地域課題の解決を図る実証事業を推進します。

また、コロナ禍での地方回帰の動きやテレワークの進展を見据え、ワーケーションの推進などに取り組むことにより、移住促進や関係人口の創出・拡大を図ります。

○推進事項

| | |
|---|---|
| 1 | 中山間地域が維持・継続していくための主要産業の振興 ・スマート農業の推進 ・スマート林業の推進 |
| 2 | 新たな情報通信基盤を活用した医療・教育など中山間地域の振興 ・ローカル 5G 等を活用した地域課題解決実証事業の推進 |

⁵³ローカル 5 G：携帯電話事業者による全国向け 5G サービスとは別に、地域の企業等の様々な主体が自らの建物や敷地内で 5G 技術を使ったネットワークを構築し、5G の特徴である超高速、超低遅延、多数同時接続といった環境を利用可能とする新しい仕組。

第3節 デジタル社会を支える情報環境の整備・充実

1 情報通信基盤の整備促進

(1) 携帯電話・超高速ブロードバンド

○推進方針

地理的な条件や採算性等の理由により携帯電話サービスが提供されていない地域については、市町村をはじめ、国や携帯電話事業者と連携しながら、不感地域の解消に向けた取組を推進します。

また、光ファイバ等の超高速ブロードバンド⁵⁴サービスが提供されていない地域については、現在急ピッチで整備が進められており、概ね未整備地域は解消する見込みです。一方で、既に整備された超高速ブロードバンド基盤については、維持・管理に要する経費が市町村や通信事業者の大きな負担となっていることから、国に対してユニバーサルサービス⁵⁵の対象とするよう制度の見直しを働きかけます。

なお、本県においては、ケーブルテレビ網の光ファイバ化が概ね完了する等、情報通信基盤の整備においてケーブルテレビ事業者の果たす役割が非常に大きくなっているため、ケーブルテレビ事業者との連携を一層強化します。

○推進事項

| | |
|---|---------------------------------------|
| 1 | 携帯電話不感地域の解消推進 |
| 2 | 超高速ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化に向けた国への働きかけ |
| 3 | ケーブルテレビ事業者との連携強化 |

⁵⁴超高速ブロードバンド：移動系（LTE、BWA）や固定系（FTTH、下り 30Mbps 以上のケーブルテレビインターネット、FWA）の超高速通信を可能とする回線。

LTE とは、Long Term Evolution の略。携帯電話通信規格の一つで、下り最大 100Mbps 以上。

BWA とは、Broadband Wireless Access の略。2.5Ghz 帯の周波数の電波を使用し、下り最大 220Mbps。

FTTH とは、Fiber To The Home の略。個人宅内等に光ファイバを直接引き込むもので、主に 100Mbps から 10Gbps。

FWA とは、Fixed Wireless Access（固定無線アクセスシステム）の略。オフィスや一般世帯と電気通信事業者の交換局や中継系回線との間を直接接続して利用する無線システム。

⁵⁵ユニバーサルサービス：社会全体で均一に維持され、誰もが等しく受益できる公共的なサービス全般のこと。電気、ガス、水道から放送、郵便、通信や公的な福祉や介護等の地域による分け隔てのない便益の提供。

(2) 5G等の新たな情報通信基盤

○推進方針

IoT、ロボット、ドローン、自動運転など先端 ICT の社会実装を図るためには、5G やローカル 5G の整備促進が不可欠です。

そこで、本県においては、ローカル 5G を活用した地域課題の解決を図る実証事業を行うとともに、地方における 5G のニーズなどを具体的に示すことにより、携帯電話事業者に対し、早期整備を働きかけます。

また、国に対しては、地域において柔軟に構築可能なローカル 5G 導入に係る技術的・財政的な支援を強化するよう引き続き要望を行っていきます。

さらに、デジタル社会の実現に向けて、LPWA⁵⁶等の新たな技術についての情報収集を行い、その有効活用を検討します。

○推進事項

| | |
|---|-------------------------------|
| 1 | ローカル 5G 等を活用した地域課題解決実証事業の推進 |
| 2 | 5G の早期整備に対する携帯事業者への働きかけ |
| 3 | ローカル 5G 導入支援に関する国への要望 |
| 4 | LPWA 等の新たな技術についての情報収集・有効活用の検討 |

2 情報化を担う人材の育成・確保

(1) 学校における情報教育の充実

○推進方針

AI や IoT 等の技術革新に伴い、変化のスピードは加速度を増すことが予想され、複雑で予測困難な時代の到来を見据え、未来の社会を担う子どもたちに、変化の激しい社会を生き抜くための力を育ていくことが必要となっており、様々な分野で未来の社会をけん引する人材の育成が求められています。

⁵⁶ LPWA：ローパワー（消費電力が少ない）であり、ワイドエリア（広いエリア）をカバーできる通信規格。音声、動画、画像などの大容量のデータ送信には向かないがセンサーデータなど省電力で障害物越しに通信することに優位。

このような中、子どもを取り巻く社会やその生活の状況を見ると、スマートフォンをはじめ様々なインターネット接続機器等の普及に伴い、ICTの利用時間は増加傾向にあり、SNS利用を通じた犯罪や対人関係トラブルなど、様々な問題が起こっています。

これらを踏まえて、小学校では「基本的な情報機器の操作」や「適切な情報活用の学習活動」、「情報モラル」について、中学校では小学校段階の基礎の上に、「適切かつ主体的、積極的な情報活用の学習活動」や「情報モラル」について、さらに高等学校では必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、発信・伝達するという情報活用能力の育成や、情報活用の基礎となる情報の科学的な理解、そして望ましい情報社会の創造に参画する態度を育成する等、子ども達の発達段階に応じた情報活用能力の育成を進めます。

さらには、GIGAスクール構想に対応し、学校における情報機器や環境整備等を進めるとともに、教科におけるICT活用、校務の情報化により学校の情報教育の充実を図ります。

○推進事項

| | |
|---|--|
| 1 | 情報活用能力の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・全教育活動における発達段階に応じた体系的な指導 ・プログラミング教育の充実 |
| 2 | 教科指導におけるICT活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用事例等の共有による教職員の指導力向上 ・児童生徒が積極的にICTを活用する機会を確保 ・ICTの特性や強みを生かした授業改善 |
| 3 | 校務の情報化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・統合型校務支援システムの構築・改善 ・情報セキュリティ対策の推進 |
| 4 | 新しい教育様式の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・対面とオンラインの併用による教育の推進 ・ICTを活用した学習活動や遠隔教育等の推進 |

(2) ICT 技術者の育成・確保

○推進方針

Society5.0 の世界では、IoT によりあらゆるものがインターネットにつながり、それらで蓄積されたデータが AI（人工知能）などにより解析され、新たなサービス等を生みだし、社会や経済に大きな変化をもたらすと言われております。

そのような、デジタル時代における国際競争の主戦場である AI 等の先端 ICT やデータの利活用を進めるためには、こうした分野を支える人材や実務を担う人材のスキルを強化することが重要です。

そのため、引き続き ICT 人材の技術力向上に向けた取組を促進するとともに、先端 ICT に関する知識を持ち、利活用・普及ができる人材の育成を実施します。

また、ICT 人材確保の取組として、企業と連携し、高校生を対象とした ICT に関する実践的な体験学習を実施します。

○推進事項

| | |
|---|--|
| 1 | ICT 関連人材の育成 ・ 県内 ICT 人材の技術力を向上させる研修の実施 ・ 先端 ICT(AI 等)を利活用・普及できる人材の育成 |
| 2 | ICT 関連人材の確保 ・ 高校生を対象とした ICT に関する実践的な体験学習の実施 |

3 誰もが利用できる環境の確保

(1) 県民の情報リテラシーの向上と ICT 導入相談支援

○推進方針

社会のデジタル化に伴い、暮らしや仕事、学校教育等のあらゆる場面で ICT が浸透しつつあります。このような中、県民誰もが取り残されることなくデジタル社会の恩恵を享受するためには、ICT が県民にとって身近なものとして受け入れられるとともに、情報や ICT を十分に活用できることが重要であり、それぞれの立場に応じた情報リテラシーの向上が求められています。

そこで、県民が AI や IoT 等の先端 ICT に接する機会を創出するため、展示会や相談会等を開催するとともに、国や市町村、事業者等と連携して、デジタル機器の利活用に不安がある方への支援に取り組みます。

また、事業者や高齢者・障がい者の団体等に対しては、ICT の利用に関するアドバイスやサポート等に積極的に取り組みます。

○推進事項

| | |
|---|-------------------------------|
| 1 | 県民が ICT に接することができるイベント等の開催 |
| 2 | デジタル機器の利活用不安がある方への支援 |
| 3 | ICT の利用を検討している事業者・団体等に対するサポート |

(2) 安全・安心な利用環境の充実

○推進方針

近年のインターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現が掲載されるなど、人権にかかわる様々な問題が発生しています。

インターネットを悪用した人権侵害を防止するため、一般のインターネット利用者やプロバイダ等が、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解を深めることが求められています。

このため、インターネットを利用する一人ひとりが人権侵害を行わないように人権意識の高揚に関する啓発を推進します。

また、テレワークが推進される一方で、サイバー攻撃、個人情報等の取得を目的としたフィッシングメール⁵⁷や不正アプリ等へのサイバーセキュリティ⁵⁸対策の必要性や、インターネットを介した取引等でのトラブル回避の重要性が高まっています。

特に、スマートフォンやキャッシュレス決済が急速に普及する等、社会全体の ICT 化が進展するにつれて、サイバーセキュリティに関

⁵⁷フィッシングメール：金融機関（銀行やクレジット会社）等を装った電子メールを送り、住所、氏名、銀行口座番号、クレジットカード番号等の個人情報を詐取する行為のこと。

⁵⁸サイバーセキュリティ：電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により記録され、又は発信され、若しくは受信される情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置等が講じられ、適切に維持管理されていること。

する事案は、県民の生活にも直接影響を与えるようになっていきます。

このため、不正アクセス等のサイバー犯罪への取締り等の強化はもとより、県民へのサイバーセキュリティ対策の向上に向けた意識啓発やホームページやツイッター等の SNS による情報提供を推進します。

○推進事項

| | |
|---|-----------------------------|
| 1 | インターネット利用における人権意識の高揚 |
| 2 | ホームページやツイッター等のSNSによる情報提供の推進 |